***ＮＰＯ・地域人権だより*№.55**

**発行：ＮＰＯ法人 地域人権みんなの会**　　　　　　　2020年12月21日

岡山市北区下伊福西町1－53 　℡&FAX　086－254－9555　http://minnanoie.org/　　発行責任者　中島純男

2020年度あなたとともに考える人権学習集会

**介護保険20年を検証、まさに寄り添う介護保障をどう確立させるか**

**コロナ禍のもと48人が**

人権週間の１２月５日、ＮＰＯ法人地域人権みんなの会は「２０２０年度あなたとともに考える人権学習集会」を岡山市勤労者福祉センターで開催し、ＮＰＯ会員や市民、岡山市内の介護事業所、団体からの代表など48名が参加しました。

　コロナ禍、第3波がはじまった時期と重なりましたが、会場の体育集会室を7人の事務局が手分けして、3人かけの机に一人が座れるように配置。換気扇での換気、机はもちろん椅子も含めて消毒、入り口での体温測定、体調管理の用紙に記入もしてもらう、途中休憩を入れる、マイクは人が変わるたびに消毒、などを徹底しました。

**介護保険20年を検証**

　中島純男会長が主催者を代表して「２０００年から開始され２０年が経過しようとしている介護保険制度の功罪を明らかにし、まずは本来の介護保障を具体化していく上での課題をともに考え、新たな方向性を見出したい、との思いで開催させていただきました。」とあいさつ。

　「介護保険２０年を検証する」と題して井場哲也氏（社会福祉法人岡山中央福祉会・理事長）が講演しました。井場氏は２０００年に介護保険制度が創設され、当時議論された①介護の社会化、②高齢者自身のサービスの選択、③医療・保険・福祉制度の一元化、④予防とリハビリで高齢者の自立支援、⑤在宅ケアの推進、⑥平等な費用負担、⑦民間活力導入の7つの理念と現状に照らして説明。家庭介護者の３割が７５歳以上という老々介護の現状や介護離職者数の増加など、介護の社会化は未達成であること。利用者にとって過酷な３割負担の導入、国の医療・介護費用の抑制のための地域包括ケアシステムの限界を指摘。介護保険制度だけでなく、社会保障制度の抜本改善の必要性を強調すると同時にともに学び・考え・実践することを呼びかけ講演を結びました。

参加者から質問が出され意見交換。講師は、介護保険導入前の「措置による介護」なども参考に、すべての対象者に真の介護保障が対応できる制度がいま必要ではないか、と話されました。

**利用者さんに寄り添うために**

続いて、現場からの事例報告。小規模多機能型居宅介護事業所のみんなの家ななくさの花田看護師が「介護度が高い人を在宅で支えていくこと」、みえさんちの家の介護支援専門員の荻野さんが「制度だけでは支えきれない・・・自覚と自立を共に考える・・・・」、特別養護老人ホーム穂香の里の介護主任の竹田さんから「法人の方針をもとに事業所独自でとりくんだもの」、と題して報告されました。

まさに利用者さんに寄り添う姿勢、個人的なものから組織的なものに昇華して、その実践を通してすべての利用者さんにより良い介護と生活支援を提供できることに結びつけるとりくみに、参加された方々の共感が寄せられました。

**2020年12月５日　あなたとともに考える人権学習集会　アンケートまとめ**

**１.　今回の講演についてご感想をお書きください。**

●介護保険制度の変遷を軸に社会保障改悪や国のいう地域包括ケアの内容や狙いがよくわかった。「平等の費用負担」とは応能負担の原則から外れた「公正」ではない自己負担になっている。結局民間の営利企業を潤す結果になったと思う。社会保障制度の抜本改善がないと将来の日本社会は成り立たない。しかし政権交代による抜本的改革が簡単に展望できない中では、地域住民の協同（協同組合）が欠かせないと思う。労働者協同組合などの結成が法的に容易となってきており、地域における助け合いの協同が重要だと思う。

●資料をもとにお話しされとても勉強になりました。制度の歴史をふりかえることができよかったです。今後どうするかが課題と思います。

●少子高齢化が続くなか介護保険制度がどうなっていくのか・・・。不安になった。介護が必要な人がいても、介護する人が足りないのは深刻だと思った。

●全体的にわかりやすかった。大変な時代がくると危機を感じている。→介護の担い手の確保・人材の問題。

●Very Good！資料が有難い。

●来てよかったと思います。

●講演を聞きこれからの介護保険制度がどうなるのか、また、私たちのときにはどうなるのかが不安です。

●介護保険をはじめ、日本の社会保障制度のこの間の流れゆきがよくわかりました。

●今ある「介護保険」という制度を一人ひとりが改めて見つめ直し声をあげ、より良いものへと変えていく必要があるのだと再認識しました。

●本当にわかりやすい内容で介護保険の歴史が頭の整理ができました。（問題点、課題も含め）

●介護保険制度がスタートする前の話も興味深かったです。制度が大手企業に都合よく改正されていることがはっきりとわかり、豊富な資料と制度の変遷に理解が深まりました。

●長生きしたくないような介護保険の将来が待っているという感じでした。このままでは大変なことになる。講師の方が最後に言われた「措置制度」に戻すのが良いということに少しの先を見た気がします。若者が結婚し子育てしやすい社会をつくっていく事も大切であると思います。

●現場の介護職員として、制度、今後の介護制度について、とても不安を覚えたが、そのようなこともふまえ、知っておかないといけないことなどの情報を知っていかないといけないと思いました。

●介護保険制度を考えるとき、創設時の目的の①～⑦に沿ってふりかえしていくとよくまとまって良かったと思います。年々負担増になっていることが良くわかった。介護従事者の給与を上げることが必要ですね。

●社会的入院問題の先に住み慣れた地域での生活をうたい、地域包括ケアがシステム化されたが、結果として、施設死、施設に入れない自宅死、家族の介護負担増、介護力のない家族による虐待事例など理解しやすかった。また、介護事業所の経営の現状についても知ることができた。自分が介護される立場になった時、いったいどうなるのだろうと不安になった。

●介護保険で救われない人がたくさんいるのが日本だ。つながる地域やつながる人がいないと必要な方にもケアが届かないのが今の介護保険だと改めて思いました。

●歴史に学び今を知る。分断されてる時代。なかなかそれを乗り越えるのは難しいが、税金の流れの仕組みを抜本的に変えないと、出生率、担い手・・・の現実も細る一方と考えました。とてもわかり易い話で数年先のことも衝撃をうけました。自分だけという発想をかえないと乗り越えれないと感じました。ありがとうございました。

●「介護の社会化」と称した介護保険制度だが、結局利用者負担増、大企業がもうかるためのものだということがよくわかりました。真に必要な公的社会保障という点で措置制度に戻すのが良いというのは、その通りかもしれないと思いました。結局、国の責任の措置制度を壊すことが介護保険制度の導入だったということだったと思います。

●老々介護が解消されず、深刻になっている。毎年10万人が介護を理由に離職している。総合事業で、介護事業から軽度者が除かれている。病院死減や施設・自宅死増ということで医療費の抑制を国は目指す。補足給付は預金や財産があれば受けられない。そこそこ年金があって蓄えがある人から取る。取れるところから取る。介護企業はより高い報酬を目指して、加算がつくサービスを目指す。中小事業所の倒産件数が増える。これからの高齢者は自宅で放ったらかしにされる。介護に従事する担い手がいない。メモに書かれている事柄です。これは政府や厚生労働省官僚の思うがままじゃねぇか。やられ放しじゃないか。腹立たしいし、先が見えない。苦しいことばかりに思えてくる。やっぱり国民の立場に立って、高齢者の幸せのためにお金（税金）を使える政権に変えていかんといけんなぁということじゃろう。井場さんの介護保険制度20年の数字に示された話からの感想です。

**２.　今回の報告についてご感想をお書きください。**

●Very Good！

●具体的な報告、参考になりました。

●連携の大切さを痛感。

●それぞれの事業所の特徴を生かした報告だった。

●穂香の里さんの報告、勉強になり良かったです。利用者さんだけではなく介護職の方のことも考えておられすごく勉強になりました。

●様々に取り組みでその人に食事対応していることは素晴らしいと思いました。

●事例報告の内容を豊富でとても勉強になりました。本当に参加できてよかったです。

●３つの事業所がその人その人に寄り添った介護・支援をされているなと感心しました。今後も高齢者が増えていくなかで、生活を支える支援をするにはやはり介護者がもっと増えなければと痛感します。

●重度の利用者が在宅で暮らすためのケアが熱く介護保険制度の枠を越え、ここまでしてくれるのかと感動しました。多職種がかかわっていることで成り立っているけれど、マンパワーがもつのかどうか心配です。

●一人ひとり違う条件があるのが利用者さんです。それぞれの報告は多様な利用者さんへの支援の内容がよくわかり、そのご苦労がよくわかりました。穂香の里の報告は、よりよい介護をめざして改善改革されてきたことがよくわかりました。

●３つの事例報告からも介護現場の実情はとても厳しいと思った。日々の業務で介護者として利用者様を支えていきたいと思った。

●小規模多機能ホームは利用者に寄り添ったすばらしい介護ができていると思った。

●具体的な実践の発表でわかりやすかった。一人の人を支えるために多職種、多機関、多くの人がかかわりが必要であり、そのなかでその人の「人格を尊重」し自己決定や自己選択を支え、弱い部分をサポートする。忘れてはならないことだと思った。

●具体的事例についての報告がわかりやすかった。こまやかによく対応されていると思いました。小規模多機能のケアプランは難しいと思います。利用者の希望するケアとスタッフの人手との対応を両立させる苦労が大変だと思いながら聞きました。介護はロボットではなく人の手でできる未来をつくりたい。

●コロナ禍のなかで、それぞれの事業所のところで工夫しながら取り組みを行っていること。他の機関との協力しながら行っているところ。改めて考えさせられました。

●具体的な内容が示されたお話で介護現場の実態がリアルに伝わってきて分かりやすいお話で大変よかったです。介護労働は専門職なんだなあと思いました。専門知識あるいは包括的な知見を持って介護にあたることが介護労働なんだなあと思いました。若い人たちが介護労働にあたっている力強さ、安心感をもらいました。地域密着であるべきことも伝わってきました。

●前向きに頑張る介護現場の報告に勇気づけられます。

**３.　あなたが学習の対象にしたい分野、関心をよせられている課題、疑問をもっておられる内容などについて、ありましたらお書きください。**

●社会保障の全体像

●職員育成

●介護保険制度だけでなく社会保障全般についての課題など学習したい。

●今後の介護制度のあり方。

●施設での看取り、在宅での看取りについて。訪問医療について。

●よりよい介護、よりよい未来のために、どんなことが求められるのか。議論したい。

●コロナ禍中で制限がある。どう工夫しながら、また、それらのストレスを軽減するとりくみ・・・を。

●介護事業所で困っていることや悩んでいることをもとにフリートーキングで出し合えたら良いですね。

**４.　学習集会の運営などに関して、ご意見がありましたらお書きください。**

●Good！

●とてもいい学習会でした。いろいろな事業所からの報告があることがとてもいいことだと思いました。

●感染によく注意されて運営されていたと思います。

●コロナの感染症対策、大変ななかの学習会ありがとうございました。

●中身のある会でした。また企画してください。

●司会の方の声が少し小さいかな。

●配布資料がカラー刷りで図表もあり分かりやすい資料でよかったです。

●コロナ禍のもとで密にならないよう配慮され気持ちよく学習できました。ありがとうございます。

**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**

**特定非営利活動法人地域人権みんなの会2020年度通常総会**

2020年6月23日、岡山市北区下伊福西町の岡山県民主会館にて2020年度通常総会を開催しました。会員総数61名ですが、コロナ禍のもと、総会出席11名、表決権行使書による出席31名、合わせて42名の出席となった総会でした。

**議事の概略は以下の通りです**。

**【第1号議案】当法人2019年度事業活動報告に関する件**

　　議案書に掲載された事業活動報告を基に会員現勢について個人会員61名、団体会員6団体となっている。本部事務局会議、介護事業所の管理者会議のそれぞれの定例化、事業所別の年間利用者推移等を示して介護事業にかかわる報告が行われた。また、2019年12月7日開催の　あなたとともに考える人権問題学習会について報告。映画「ケアニン・・あなたでよかった・・」の上映とともに介護事業所での事例報告が貴重なものであったことなどが報告された。

**【第2号議案】2019年度決算、監査報告に関する件**

2019年度決算書の内容と監査報告が行われた。

**【第3号議案】2020年度事業計画(案)に関する件**

　1.介護事業所活動の安定と広がりをめざすこととして、法人組織の在り方の具体化。事業活動の安定・強化、社会保障や社会福祉等に関する提案、2.「ななくさ」「だんだん」「かるがも」の活動の関する提案、3.将来を見据えた活動の広がり、4.学習懇談会、5.広報・宣伝・学習・研究活動、6.会員拡大、7.運営について、等が提案された。

**【第4号議案】2020年度予算案に関する件**

　　議案書の中で提案された活動計画に基づく2020年度予算案、関連して2020年度新たな借入金限度額は3000万円とすること、を提案。

**【第5号議案】退職報奨金制度について**

　特別に理由がある場合に限って退職報奨金を対応する規定案を提案。

※　すべての議案を全員一致で採択。

**小規模多機能型居宅介護事業所　みんなの家の経営報告**

①各事業所の月毎収入額の推移　　（万円）　　2020年4月～10月の7か月間

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **4月** | **5月** | **6月** | **7月** | **8月** | **9月** | **10月** | **小計** | **平均月額** |
| **ななくさ** | 621 | 602 | 587 | 573 | 584 | 549 | 626 | 4,145 | 592 |
| **だんだん** | 576 | 599 | 596 | 593 | 630 | 560 | 612 | 4,170 | 595 |
| **かるがも** | 370 | 414 | 426 | 471 | 473 | 474 | 451 | 3,082 | 440 |
| **合計** | 1,567 | 1,616 | 1,611 | 1,638 | 1,689 | 1,584 | 1,689 | 11,397 | 1,628 |

**②収入内訳と前年比　　　　　期間は①と同じく7か月間　　　　　　　　　　　　　（万円）**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **ななくさ** | **かるがも** | **だんだん** | **小計** |
| **利用者の利用料負担** | 296 | 184 | 303 | 784（前年比111.4％） |
| **国保連・介護給付費** | 3,452 | 2,670 | 3,406 | 9,529（前年比115.9％） |
| **食事代・宿泊代** | 396 | 227 | 459 | 1,083（前年比129.4％） |
| **合計** | 4,145  前年比104.7％ | 3,082  前年比102.6％ | 4,170  前年比140.8％ | 11,397（前年比116.7％） |

**③みんなの家ななくさ**

送迎を中心に短時間労働の方もおられて、スタッフ総勢は23人。途中、ケアマネさんのお一人が退職され、新たに入職してくれて引き続き二人で担当しています。宿泊中心に担当して勤務される方も新たに入職されました。

利用者さん登録の定員上限は29名、毎月ほぼ29名登録と努力してくれています。しかし、介護度の高い人たちの入院が重なり、月別でみて収入が大きく落ちるときもあります。

毎月の収入予算は600万円。10月収入実績は626万円、予算比104.4％。前年同月比110.5％。支出は489万円。前年比100.1%。職員給与は前年比98.8%、法定福利費は120.9%に。

営業利益、4月194万円、5月161万円、6月21万円、7月133万円、８月163万円、9月64万円、10月137万円。7か月間で865万円の黒字。9月は介護度の高い方が入院するケースが増えて収入が落ちたが10月で盛り返した。支出のなかに自損事故による自動車修理代金37万円も。11月は29人中28人分請求出来て、605万円の収入に。お一人は介護度変更申請中でした。

利用者さんの入院、施設への移行なども想定されるので、空きをなるべくつくらない調整が引き続き求められています。

**④みんなの家かるがも**

　スタッフ総勢は15人。常勤的に40時間／週、またはそれに近い時間数で勤務をされている方の比率が高い職場です。最近は夜勤も組みいれ、さまざまな利用者さんの要望に応えていく体制をめざしています。

利用者さん登録の上限は25名。最近は22～23名程度で推移しています。入退院を繰り返す利用者さんも多く、他施設への移行などもよくあります。

毎月収入予算は450万円。10月収入実績は451万円、予算比100.2％。前年同月比、100.7％。支出は408万円。前年比、101.1％。職員給与は233万円、前年比102.8％。営業利益、4月は-２万円、５月28万円、6月−44万円。7月77万円、8月72万円、9月71万円、10月42万円、7か月で283万円となっている。職員給与が11月以降250万円を超えて推移する予定。11月分の収入は450万円の予定。利用者さんの確保について、2021年1月以降の早めの対応が求められています。

**⑤みんなの家だんだん**

スタッフは総勢で17人。常勤のスタッフが4人、常勤的勤務も4人がいてくれる職場です。ななくさから独立して、2020年1月から利用者上限を25名登録に、そして10月から29名登録にしました。毎日宿泊利用者さんがおられる事業所です。最近の登録者数は25名前後です。

毎月収入予算は550万円。10月収入実績は612万円、予算比111.3％。前年同月比143.1％。支出は459万円で前年比120.8％。営業利益は4月172万円、5月131万円、6月−61万円、7月103万円、8月173万円、9月102万円、10月、152万円、7か月で775万円。職員給与は4月289万円、5月309万円、6月314万円、7月314万円、8月319万円、9月301万円、10月、307万円。合わせて前年比132.3%に。今後も職員給与は310万円前後で推移します。11月の収入は525万円に。10月から定員登録上限を29人にしたが、コロナの影響もあり少し紹介が少なくなっている状況です。少しずつ利用者さんの確保を着実に進めていくことが求められています。

**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**

2020年の12月は、岡山県のパブリックコメント募集が数多くありました。そのうち、生き活きプラン、人権政策推進指針、その素案に対してNPO法人地域人権みんなの会からも意見を提出しました。以下、紹介します。

**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・**

**第3次晴れの国おかやま生き活きプラン素案に対するパブリックコメント**

貴職が第3次晴れの国おかやま生き活きプラン策定にあたり、素案を公表し、県民からの意見を求められる姿勢を示されていますことに敬意を表します。

　貴職がパブリックコメントを通じて県民の要望や置かれている状況を汲み取り、よりよいプラン策定に結びつけていただくこと、および県民の人権を保障しさらに進展させることを願って意見を提出します。

　貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

**1、「晴れの国おかやま生き活きプラン」で取り組んできた成果と課題を明らかにすべき**

2013(平成25)年8月29日に 第３次おかやま夢づくりプランを改定して、「晴れの国おかやま生き活きプラン」が策定され、現在第3次策定の素案が県総合政策局から提示されています。

　このプランは県政の最上位に位置づけられています。それだけに、2013年からそのプランをもとに県政をすすめてきた7年余りの成果と課題をまず明らかにされるべきではないでしょうか。

最低限、2017年策定の「新晴れの国おかやま生き活きプラン」のどの内容をどのように評価して今回の第3次案にどのように変化させたか、その内容は説明されるべきだと思います。教育の分野で学力テスト10位以内を取りやめたことなども、きちんと説明すべきと思います。

この素案の第１章 基本的な考え方　３ プラン推進の基本姿勢、(3) 時代の要請に応える政策推進に、キ ＰＤＣＡサイクルの実施を掲げられています。この基本的な考え方を、まずはこの第3次プラン素案でも生かすべきだと思います。

**2、誰がプランを実施するのか、県民はどういう立場なのかを明示すべき**

　第5次岡山県人権政策推進指針は、県知事から諮問を受けた岡山県人権政策推進審議会が答申したものを元にした素案を提示してパブリックコメントを受け付けています。岡山県人権教育推進プランも岡山県人権教育推進委員による答申がもとに論議されてパブリックコメントを受けたのちに策定されています。

　しかし、生き活きプラン素案は県知事の権限で県当局がまとめられているとみうけられます。その制定過程の手続きの違いはどういう理由でおこるのでしょうか。

第３次晴れの国おかやま生き活きプランは、県政において最上位に位置付けられる総合的な計画、県政推進の羅針盤、将来の目指すべき岡山の姿を描く長期構想と位置付けられています。それだけにより多くの県民的な意見が反映すべきではないでしょうか。

なお、県民は「顧客」という立場だけでよいのでしょうか。それとも生き活きプラン実施の上で推進者の立場になるべきと捉えられているのでしょうか。生き活きプランは、県職員が県政を執行するうえのものとして位置づけられているのでしょうか。その点も含めて明らかにされるべきだと思います。

**3、憲法や岡山県人権政策推進指針などの関連が見受けられない、整理をしてほしい**

　県民から信頼が寄せられないといかなる政策やプランも実効性は発揮されないと考えます。県政において最上位に位置付けられる総合的な計画としての生き活きプランとされるならば、県民の人権に基づく施策の施行が基本です。その姿勢で県政を推進すればより日本国憲法が輝くものになると思います。まったく憲法に触れていないことは奇異に感じます。ぜひ、新たに挿入してください。

　また、県人権政策推進指針は策定されてから20年が経過しました。それ以外にも、人権にかかわる重要な指針、計画などを県自体が策定し実行されてきています。それらが生き活きプランとどのように関連しているのか、明示されていません。個別に人権課題を少し言及していますが、その点だけに絞ってでも、指針、計画などとの関連を示すべきです。ぜひ、関連させて挿入してください。

**4、「顧客重視」の表現を見直し、「コスト意識」の強調は控えてください**

　地方自治法には、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と明示されています。本来、費用の多寡にかかわらず、県民の生命、暮らしと福祉にとって不可欠な事業は「コスト意識」以前の問題として実施する責務を行政は担っているはずです。今日の新型コロナウイルス対策もそのようにとらえるべきです。

「顧客」というとらえ方も、地方自治法の第一義的な責務の軽視に映ります。

　ぜひ、県民重視の視点での記載にしていただくよう、再考してください。

以上

**第5次岡山県人権政策推進指針（素案）へのパブリックコメント**

第5次岡山県人権政策推進指針の策定にあたり、県民の人権を保障する県政の確立を願って意見を提出します。貴職の誠意ある対応をお願いいたします。

（1）5年前のパブリックコメントでも提案しましたが、貴審議会が人権課題に日頃から取り組んでいる県民や県民で構成する諸団体などから、人権問題の今日的現状や課題を直接聴取する機会を設けるべきだと思います。2001年3月の岡山県人権政策推進指針の制定にむけて、当時の審議会には多数の団体から意見を聞き取る機会を設けていただきました。その教訓は生かすべきだと考えます。第5章、推進体制のなかの3・民間団体との協働のなかに、日常的に意見交換を行うことを明記してください。

(2) 「岡山県人権政策推進指針」は2001（平成13）年3月に策定されました。5年ごとに改定されながら20年近くが経過しますが、その間に、この「岡山県人権政策推進指針」が果たしてきたことの総括がされていません。第3次晴れの国おかやま生き活きプラン・素案の推進の基本姿勢のなかに、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルの実施を掲げられています。この基本的な考え方を岡山県人権政策推進指針策定作業にも生かすべきだと思います。

「岡山県人権政策推進指針」は県民にどの程度認識されていると捉えられているのですか。誰にどのように活用され、その成果はどこにどのように表れているのですか。それらも20年も経過した時点では包括的にまとめることが必要だと思います。ぜひ、第5章、推進体制の中に新たに項を起こしてその旨を挿入してください。

（3）岡山県人権政策審議会の委員発言に「県としての考え方」を強調されている方々も見受けられ、論議の展開を期待していました。しかし、今回の第5次・素案は、第4次の「全体構成」からはほとんど変わっていません。いわゆる「私人間」の問題が中心におかれ、本来の人権概念からしての人権問題、「権力からの人権侵害」について、また労働者の人権などはほとんど触れないという内容を踏襲してしまっています。

それには、改定に対しての論議時間が不足していること、原案が行政担当者だけの事務局から提案されることなどの背景があると思います。一度作った枠組みを、元から作り直すのには相当な体制と努力が必要と思います。ぜひ、次回からは、全体構成と内容などについて、充分な論議をしていただき、今日の人権課題を的確に把握し課題解決に結び付く道筋を提案できるものにしていただきたいと思います。そのために、第5章、推進体制のなかに項をおこして、次期改定時にむけた諸準備を早くから行う旨を明記してください。

（4）素案全体のなかで、「差別意識」という言葉を使っているのが「同和問題」で5か所、「刑を終えて出所した人」で1か所ありました。女性、高齢者、子ども、障害のある人、外国人、ハンセン病問題・患者など、インターネットによる人権侵害などの項では、「差別意識」という記載はなく、「人権意識」、「人権感覚」、「理解や支えあう意識」、「理解を促し偏見や差別の解消」などと記載されています。啓発が大切だとする人権課題になぜそのような「意識」を表すうえでの区別をつけるのか、奇異に感じます。素案を起草する方たちの中に人権課題に対して軽重、ランク付けなどを考えている方がいて、それを批判できない審議会や事務局の現状の表れではないかと、思ってしまいます。指摘した「意識」の使い方を整理し、訂正してください。

（5）第4章、課題別の「同和問題」は削除してください。2019年11月27日開催の第47回審議会議事録の委員の発言に、「第4章の課題別施策の推進で1から10まであるが、基本的に主体別だといわれる」、「ハンセン病問題も同和問題も、その人の人権問題がメインとなるなら」などと意見表明され、審議会全体の考え方となっています。そのことは、「同和問題」という設定は、「同和地区の人」、もしくは「同和関係者」に対しての人権課題だとして取り上げられていることになります。

　しかし、2002年3月末で33か年の同和対策事業にかかる特別措置法が終結したことを受け、県当局も今は法務省も「同和地区」「同和関係者」を特定できないと公言しています。もし特定しようとすれば、そのこと自体が人権侵害という時代を迎えています。そういう認識を持って、再度課題別を整理してください。

（6）2015年10月下旬、岡山市内の「福祉交流プラザ」（隣保館）で車椅子の重度障害者の人が館への入場を拒否される問題が惹起しました。エレベーターや障害者トイレもない館が、一方で人権、福祉、コミュニティを謳っている、そんな現状があります。

2020年11月、視覚障害者の方が「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき福祉サービスの申請を行った結果、支給決定通知書がとどきました。しかし、その通知は書面でした。ご夫妻とも全盲でしたので、内容がわかりません。知人にメール添付で送り読んでもらってやっと決定したことを知りえた、ということもありました。

「心のバリアフリー」よりも、公共施設そのものからバリアーをなくすという姿勢、個々の障害の状況に応じて情報を伝えるなど、一人ひとりの人権を主軸にという行政姿勢をまず示していただきたいと思います。

**以上、意見を提出します。よろしくご検討くださるよう、重ねてお願いします。**

コロナ感染対策で緊張の一年でした。

科学的知見に基づく対策の徹底が求められています。

もうすぐ新しい年明けを迎えます。

お互いに健康に留意されてのご奮闘、祈念いたします。